

平成23年11月11日

国土交通省自動車局保障制度参事官 御中

協同組合日本接骨師会
会長 登山



交通事故患者医療費算定にかかる
協同組合日本接骨師会算定基準等について
これを無視する当社基準乱用防止の要望

要望の趣旨

交通事故患者の柔道整復師医療にかかる費用算定について、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払い基準（平成13年金融庁・国土交通省告示第1号）の「柔道整復等の費用」の「必要かつ妥当な実費」とするを取り扱いについて、これを無視する損保会社及びこの指導者に対して「当社基準」・「労災基準 1.2倍」・「当社基準」の乱用による他算定基準不勉強無視の正当化の厳禁で、下記の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

「柔道整復師療養費算定基準」自体が柔道整復師業界自身の不勉強「身から出た錆」の不備欠陥算定基準（注1）です。この正常化の改正は柔道整復師自身の努力によることですが、しかし、国を相手の困難のため未だ低迷・混乱です。但し、この事による被害と弊害は常に改められなければならない次第で、この一例が自由料金制・自費弁償制の交通事故患者被害者の場合もその例です。

この注意の下に協同組合日本接骨師会算定基準（注2）が構成されています。そして、この事の理解が既に当会誕生以来の歴史の実績です。これに対し、損保会社はもともと自由料金制の下で各種算定方法（基準）の勉強は責務です。だが、この不勉強の正当化に、優越的地位乱用の当社基準強制乱用（柔道整復師労災保険算定基準1、2倍基準等含む）の失当です。この事について貴当局には既にくり返し注意を頂き、その都度の解決や改めが図られていますが、しかし、それにもかかわらず未だ続発でさらに一層の周知徹底の大事です。なお、この注意で、濃厚過剰診療問題に対する注意の大事も言をまたずで、この事についてはまさに損保会社の柔道整復師の取り扱い実績の統計資料による特異者の特定の下に対策が構じられるべきもので、これらについて下記件周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

記

1. 柔道整復師医療費算定については「特定の算定基準」が無く、「必要かつ妥当な実費とする」に留意し、各種算定方法に習熟し、当社基準強要などの疑問を抱かれないようにすること。
2. 当社基準強制乱用問題については行政庁へ遅滞なく報告すること。

注1 「健康保険算定基準」について別添資料に見る医師対柔道整復師の当初（昭和22年）と現在（平成22年）の甚大格差評価です。この差額が患者自己負担とされる不都合問題の注意です。

因にこの疑問の理由照会に対し、厚生労働省は未だ、未回答です。

注2 協同組合日本接骨師会算定基準の注意

健康保険の「同一患者の同一傷病の同一医療の同一評価」について、医師対柔道整復師で差異がない場合にもかかわらず柔道整復師界の不勉強による甚大格差評価となっている。（昭和27年当時は同一）。この為、その格差是正として患者の自己負担とされている（再診料、材料費、文書料等）。これらの補正した算定基準です。